

[事案 30-228] がん診断給付金等請求

・令和元年9月17日 和解成立

<事案の概要>

卵巣腫瘍のため入院し、給付金を請求したところ、約款非該当を理由に支払いを拒否されたことを不服として、がん診断給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

卵巣腫瘍のため入院し、卵巣等の全摘手術を受けたため、平成27年1月に契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金等を請求したところ、約款に定める悪性新生物または上皮内新生物に該当しないことを理由に、支払いを拒否された。しかし、医師からは、悪性腫瘍で、あり再発・転移の可能性はゼロではないと説明を受けており、同様の事例での他社の支払例もあるので、各給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の腫瘍は、病理組織診断結果によれば約款所定の悪性新生物等にはあたらないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張や被保険者の治療内容等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。